

奈良市公報

第 2 5 0 号

平成21年11月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市議会定例会の招集時期に関する規則…………… 1
- 奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則… 2

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7
- 一般競争入札の実施…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 急性灰白髄炎予防接種の実施…………… 9
- 住居番号の設定…………… 9
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 9
- 奈良市沿道景観整備助成モデル事業補助金交付要綱… 9
- 放置自転車等の保管……………12
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………13
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………13
- 放置自転車等の処分……………13
- 指定管理者の公募（2件）……………14
- 放置自転車等の保管……………15
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 道路の位置指定……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- 交付要求通知書の公示送達……………16
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………16
- 放置自転車等の保管……………16
- インフルエンザ予防接種の実施……………16
- 予防接種の実施の一部改正……………17
- 一般競争入札の実施……………17
- 放置自転車等の保管……………18

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………18

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………19
- 局有財産の公売……………20
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………22
- 一般競争入札の実施……………22

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………23

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………23

規 則

奈良市議会定例会の招集時期に関する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第65号

奈良市議会定例会の招集時期に関する規則

奈良市議会定例会の招集時期は、毎年3月、6月、9月及び12月とする。ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて招集することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年10月9日揭示済)

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第66号

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立保育所設置条例施行規則（昭和62年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第26号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
(教育時間等)

第4条 条例第1条第2項の規定により幼児教育を実施する時間（以下「教育時間」という。）は、午前9時から午後2時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することがある。

2 前条第2号に規定する休所日のほか、教育時間を設けない日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することがある。

- (1) 土曜日
- (2) 夏期休業日 7月20日から8月31日までの日
- (3) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月8日までの日
- (4) 春期休業日 3月19日から4月7日までの日

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年10月9日揭示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第67号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行」を「第2条第1項の規定による保育の実施及びこれに要する費用の徴収」に改める。

第3条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第5条第1号中「第2条各号」を「第2条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年10月9日揭示済）

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第68号

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市保育の実施に関する条例（昭和62年奈良市条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する幼児教育（以下「幼児教育」という。）の実施及び同条第3項に規定する預かり保育（以下「預かり保育」という。）の実施並びにこれらに要する費用の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（入園等の申込み）

第2条 幼児教育の実施を希望する児童の保護者は、認定こども園入園申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する児童の保護者のうち、預かり保育の実施を希望する児童の保護者は、口頭によりその旨を申し込むものとする。

（入園等の承諾等）

第3条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、幼児教育の実施の可否を審査し、認定こども園への入園を承諾することを決定したときは認定こども園入園承諾書（別記第2号様式）により、認定こども園への入園を承諾しないことを決定したときは認定こども園入園不承諾通知書（別記第3号様式）により、児童の保護者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申込みがあったときは、預かり保育の諾否を決定し、その内容を口頭で通知しなければならない。

（預かり保育の実施日等）

第4条 預かり保育は、条例第2条第1項に規定する保育を実施する日に実施するものとする。

2 預かり保育は、前項の実施日のうち月曜日から金曜日までは午前7時30分から午後6時30分までの間に実施し、土曜日は午前7時30分から午後4時までの間に実施するものとする。

3 預かり保育は、幼児1人につき1箇月当たり15日以内の保育を実施するものとする。
（届出の義務等）

第5条 幼児教育の実施を受けている児童の保護者は、認定こども園入園申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに実態を調査し、適切な処置を講ずるものとする。
（幼児教育の実施の解除）

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、幼児教育の実施を解除し、当該児童の保護者に対し、幼児教育実施解除通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(1) 条例第2条第1項の規定による保育を実施することになった場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が幼児教育の実施を不適当と認めたとき。

（教育保育料の額）

第7条 条例第3条第2項に規定する教育保育料の額は、児童1人につき月額6,500円とする。

（預かり保育料の額）

第8条 条例第3条第3項に規定する預かり保育に要する費用（以下「預かり保育料」という。）の額は、児童1人につき1日500円とする。

（教育保育料の徴収）

第9条 教育保育料は、月を単位として徴収するものとし、当該月分の教育保育料をその月の25日までに納入しなければならない。

（預かり保育料の徴収）

第10条 預かり保育料は、幼児の保護者に預かり保育利用券（別記第5号様式。以下「利用券」という。）を交付する際に徴収するものとする。

（教育保育料の減免）

第11条 条例第4条の規定により教育保育料の減免を受けようとする者は、教育保育料減免申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（預かり保育料の還付）

第12条 既納の預かり保育料は、還付しない。ただし、退園等により利用券が不要となった場合に還付するものとする。

2 幼児の保護者は、前項の規定により預かり保育料の還付を受けようとする場合は、預かり保育料還付申請書（別記第7号様式）に利用券を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定し

た場合は、預かり保育料還付決定通知書（別記第 8 号様式）を交付するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項並びに別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の規定は、平成21年10月19日から施行する。

認定こども園入園申込書

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所
保護者 氏 名
電話番号

奈良市認定こども園 保育園への入園を申し込みます。

入 園 希 望 児 童	フリガナ		生 年 月 日	性 別	備 考
	氏名		年 月 日	男・女	
入 園 希 望 認 定 保 育 所 名	①				
	②				
	③				
幼児教育の実施を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで			
生活保護又は中国残留 邦人等支援給付の状況		受けていない・受けている（ 年 月 日開始）			
児 童 の 状 況	1 保育所以外の施設（ ）に預けている。 2 家で現在は働いていない保護者が保育している。 3 その他（ ）				

第2号様式（第3条関係）

認定こども園入園承諾書

年 月 日

様

奈良市長 印

児 童 名	生 年 月 日	年 月 日
認定保育所名	決 定 年 月 日	年 月 日
教育保育料	月額 6,500円	
実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

申込みのありました認定こども園への入園については、次のとおり承諾します。

第3号様式（第3条関係）

認定こども園入園不承諾通知書

年 月 日

様

奈良市長 印

申込みのありました認定こども園への入園については、次の理由により承諾できまので通知します。

(理由)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の
教示を記載する。

第5号様式（第10条関係）

No. 預かり保育利用券 利 用 料 500円 利 用 日 年 月 日 利用時間 時 分 時 分 ～		領 収 印	
組 氏 名 保護者氏名 保育園		確認欄 保育園	

第4号様式（第6条関係）

幼児教育実施解除通知書 様		年 月 日		奈良市長 団	
児童の氏名	生年月日	年 月 日			
保育所名					
保育の実施の解除年月日					
保育の実施の解除理由					
備考					

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式（第11条関係）

教育保育料減免申請書

（あて先）奈良市長

年 月 日

保護者 氏 名 住所 氏 名 電話番号

印

次のとおり保育料の減免を申請します。

フリガナ	生年月日				性別	
児童氏名	年 月 日				男・女	
保育所名						
減免を受けようとする理由						
家族構成	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育所名
住宅の状況	持家・借家・間借・同居・公営・公団・社宅・その他			家賃		
				間借		
新規・継続の別			新規・継続			

第7号様式（第12条関係）

預かり保育料還付申請書

（あて先）奈良市長

年 月 日

保護者 氏 名 住所 氏 名 電話番号
児童氏名

印

預かり保育料の還付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 還付利用券枚数 枚
- 2 還付申請金額 円
- 3 還付を希望する理由

4 還付を希望する口座

口座振替	口座
銀行名	銀行店（普通・当座）
口座番号	
口座名義	

利用券貼付欄

管 渠 番 号	起 点	終 点
あやめ池北幹線－125	奈良市あやめ池北一丁目1060－7	奈良市あやめ池北一丁目1060－8
あやめ池北幹線－126	奈良市あやめ池北二丁目1168－9	奈良市あやめ池北二丁目1168－7
あやめ池南幹線－470	奈良市あやめ池南七丁目555－91	奈良市あやめ池南七丁目585
あやめ池南幹線－471	奈良市あやめ池南七丁目586	奈良市あやめ池南七丁目587
あやめ池南幹線－472	奈良市あやめ池南七丁目564－80	奈良市あやめ池南七丁目564－59
六条第2幹線－123	奈良市六条西六丁目237－114	奈良市六条西六丁目245－1
法蓮幹線－29	奈良市法蓮佐保山一丁目75－1	奈良市法蓮佐保山一丁目99－2
大宮幹線－38	奈良市三条栄町136－7	奈良市三条栄町149－5

三条幹線－64	奈良市三条添川町211－7	奈良市三条添川町212－4
三条幹線－65	奈良市三条大宮町370－8	奈良市三条大宮町362－4
大森幹線－57	奈良市三条本町1166	奈良市三条本町1167

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別合流式及び分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年10月1日揭示済)

奈良市告示第523号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年10月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
農林道整備工事（その1）ほか17件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評価値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
告示日から平成21年10月1日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口
- 4 開札の場所
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時
別表のとおり

- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成21年10月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成21年10月7日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年10月1日揭示済)

奈良市告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年4月21日 奈良市指令都整開 第09A-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成21年10月1日 第1186号
 - (2) 公共施設 平成21年10月1日 第529号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市五条西一丁目5231番1及び5232番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法華寺町482番地
オオクニ商事株式会社
代表取締役 村上 治之
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市五条西一丁目5232番2の一部
 - (2) 下水道
奈良市五条西一丁目5232番2の一部

(平成21年10月1日揭示済)

奈良市告示第525号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成21年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
 - (1) 下痢が治癒していない者
 - (2) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
 - (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) けいれんの既往のある者

(4) 過去の免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈する恐れのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成21年10月2日揭示済)

奈良市告示第526号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成21年10月2日揭示済)

奈良市告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
近田 卓生		あんま	平成21年9月15日
株式会社ふれあい在宅マッサージ（澤登 拓、藤村 宏晃、近田 卓生）	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		

(平成21年10月2日揭示済)

奈良市告示第528号

奈良市沿道景観整備助成モデル事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市沿道景観整備助成モデル事業補助金交付要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良にふさわしい景観の形成を図ることを目的として、屋外広告物及び建築物等（建築物、工作物及び植栽をいう。以下同じ。）（以下「屋外広告物等」という。）の修景整備に要する経費について、予算の範囲内で奈良市沿道景観整備助成モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、屋外広告物等の所有者（当該屋外広告物等が共有物である場合には、共有者全員の合意に基づく代表者に限る。）又は権原に基づく占有者（次条に規定する補助対象事業について屋外広告物等の所有者の同意を得た者に限る。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象者が屋外広告物等について、周辺の景観に配慮するために行う別表に掲げる景観形成基準及び色彩基準を満たす改修工事、修景工事又は除却工事のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 屋外広告物等が別図に示す対象区域内に存するものであること。
- (2) 屋外広告物等が別図に示す対象区域内の道路から望見できるものであること。
- (3) 屋外広告物等が町並みを構成する上で重要なものであること。
- (4) 屋外広告物等及び補助対象事業が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令及び奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）に抵触しないものであること。
- (5) 補助対象事業が本市の沿道景観の修景モデルとなるもので、その成果が広く市民に還元され、波及効果が見込めるものであること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、対象者が屋外広告物等について補助対象事業に要した経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を限度とし、別表に掲げる景観形成基準及び色彩基準の達成度を考慮して、市長が定める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物等の付近見取図及び写真
- (2) 工事費見積書
- (3) 屋外広告物等の所有者本人又は権原に基づく占有者

本人であることが確認できる書類

(4) 共有者の代表者であることを確認できる書類（屋外広告物等が共有である場合に限る。）

(5) 補助対象事業についての所有者の同意書（屋外広告物等の権原に基づく占有者が補助対象事業を行う場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し

(2) 補助対象事業に着手前及び着手後の屋外広告物等の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第8条 補助事業者は、屋外広告物等を補助金の交付目的に反して変更を行う場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。ただし、補助金の交付後5年を経過したときは、この限りでない。

（補助対象事業の公表）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後、屋外広告物等の修景整備の促進のために、市が市ホームページ、パンフレット等を利用して当該補助対象事業の概要について公表することに同意するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年10月5日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請があった補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条・第5条関係）

景観形成基準

- | | |
|---------------|--|
| 屋外
広告
物 | <ul style="list-style-type: none"> 道路境界線を越えて掲出しないこと。 表示内容は、文字及び抽象化したイラストのみとすること。 色彩は、奈良市屋外広告物条例による色彩基準に準拠し、黄色（0.1Yから10.0Y）の数値については、同基準よりも2ポイント下回ること。 支柱、枠などの色彩は、黒、濃灰又は濃茶とすること。 建築物等に設置する広告板形式の屋外広告物の地色は、建築物等と同系色又はベージュ、グレー、白、黒、濃紺若しくは濃茶とすること。 |
|---------------|--|

建築物等		・ 独立型屋外広告物の高さは、6メートル以下とすること。
	色彩	・ 次表に定めるマンセル値（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格 Z 8721に定める色の三属性の表示方法による色相、明度及び彩度の値をいう。以下同じ。）の範囲とする。ただし、アクセント色を利用する場合は、見付面積の20分の1未満とし、その色彩は、次表の基準によらないことができる。 ・ 勾配屋根の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。ただし、瓦、銅板、茅葺等の自然素材については、色彩を指定しない。
	装飾	・ 建築物の外観に光源等の装飾を施す場合は、当該装飾を形成する面積が、当該装飾が含まれる立面の面積の5分の1を超えないこと。

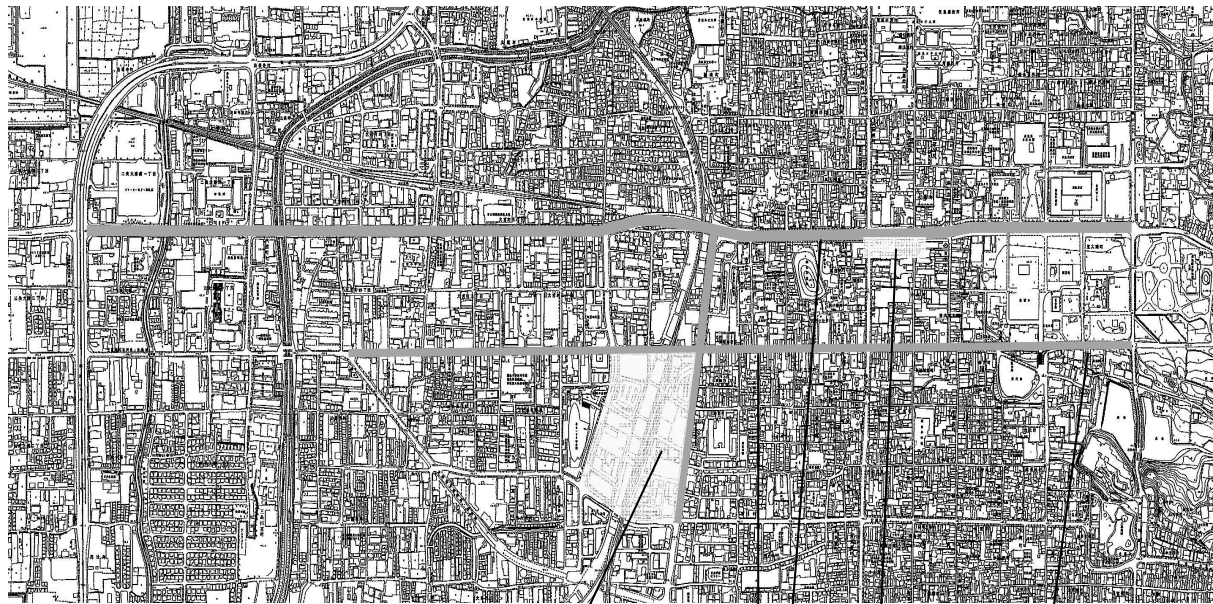
色彩基準

	マンセル値 による色相	マンセル値 による明度	マンセル値 による彩度
R（赤）系	0.1R～ 10.0R	2以上 7未満	4以下
		7以上 8未満	3以下
		8以上 9未満	2以下
		9以上	1以下
	4.5R～ 5.5R	3以上 4未満	8以下
Y R（黄赤）系	0.1Y R～ 10.0Y R	2以上 3未満	3以下
		3以上 5未満	6以下
		5以上 6未満	4以下
		6以上 7未満	3以下
		7以上 8未満	2以下
		8以上 9未満	1以下
		2以上 3未満	2以下
		3以上 4未満	4以下

Y（黄）系	0.1Y～ 5.0Y	4以上 7未満	6以下
		7以上 8未満	4以下
		8以上 9未満	3以下
		9以上	2以下
	5.0Y～ 10.0Y	2以上 3未満	2以下
		3以上 8未満	3以下
		8以上 9未満	2以下
		9以上	1以下
G Y（黄緑）系	0.1G Y～ 10.0G Y	2以上 8未満	2以下
		8以上 9未満	1以下
G（緑）系	0.1G～ 10.0G	2以上 7未満	2以下
		7以上 9未満	1以下
B G（緑青）系	0.1B G～ 10.0B G	2以上 7未満	2以下
		7以上 9未満	1以下
B（青）系	0.1B～ 10.0B	2以上 8未満	2以下
		8以上	1以下
P B（青紫）系	0.1P B～ 10.0P B	2以上	2以下
		2以上 3未満	8以下
	4.5P B～ 5.5P B	3以上 4未満	6以下
P（紫）系	0.1P～ 10.0P	2以上 9未満	2以下
R P（赤紫）系	0.1R P～ 10.0R P	2以上 9未満	2以下
		9以上	1以下

別図（第3条・第4条関係）

対象区域



J R 奈良駅周辺

近鉄奈良駅周辺

県道木津・横田線（大宮通りから川崎町交差点まで）の道路境界線から10メートル以内の範囲

大宮通り（国道24号から県庁東交差点まで）の道路境界線から10メートル以内の範囲

三条通り（三条栄町交差点から一の鳥居交差点まで）の道路境界線から10メートル以内の範囲

（注）「道路境界線から10メートル以内の範囲」とは、修景整備を行う屋外広告物等の過半が、道路境界線から10メートル以内の範囲にある場合をいう。

（平成21年10月2日揭示済）

奈良市告示第529号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年10月2日
- 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき

るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
（平成21年10月 2 日揭示済）

奈良市告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年10月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関 の 名 称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
---------------	----------	--------------

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
医療法人岡谷会新大宮診療所	奈良県奈良市芝辻町四丁目 7 - 2
医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木辻町200
リッスンデイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町1348
L I S T E N株式会社	滋賀県大津市南郷一丁目 2 - 17
とみお薬局西店	奈良県奈良市富雄元町三丁目 1 - 13ききょう富雄ビル 1 F
向山 陽久	奈良県生駒市ひかりが丘一丁目 2 番 3 号
セガミ薬局朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目 9 - 5
セガミメディクス株式会社	大阪府大阪市中央区南船場六丁目 9 - 5

（平成21年10月 5 日揭示済）

奈良市告示第532号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59

くらら耳鼻咽喉科	奈良県奈良市富雄元町三丁目 1 - 15グランドハイツあづま 1 階	平成21年 10月 1 日
とみお薬局西店	奈良県奈良市富雄元町三丁目 1 - 13ききょう富雄ビル 1 F	平成21年 10月 1 日
セガミ薬局朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目 9 - 5	平成21年 10月 1 日

（平成21年10月 5 日揭示済）

奈良市告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成21年10月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設又は実施する事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年10月 1 日
居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年10月 1 日 平成21年10月 1 日
居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年10月 1 日 平成21年10月 1 日
居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年10月 1 日 平成21年10月 1 日

年奈良市規則第35号）第 5 条の規定により告示します。

平成21年10月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成21年10月19日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成21年7月1日、同月3日、同月6日から7日まで、
同月9日、同月15日から16日まで、同月22日から23日まで、
同月26日から27日まで、同月29日。

(平成21年10月5日揭示済)

奈良市告示第533号

奈良市月ヶ瀬福祉センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山1124番地

奈良市月ヶ瀬福祉センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センター事業の実施に関すること。

① 福祉活動の支援及び交流の場の提供に関すること。

② 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催に関すること。

③ 健康相談、保健指導、健康診査等の実施に関すること。

④ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市保健福祉部福祉総務課

(2) 申請期間

平成21年9月30日から平成21年10月28日まで

(3) 提出書類

奈良市月ヶ瀬福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市月ヶ瀬福祉センター指定管理者事業計画書

イ 奈良市月ヶ瀬福祉センター指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわか

る書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成20年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市月ヶ瀬福祉センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市保健福祉部福祉総務課

電話0742-34-4756

(平成21年10月5日揭示済)

奈良市告示第534号

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市蘭生町1922番地の8

奈良市都祁福祉センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センター事業の実施に関すること。

① 高齢者及び障がい者の生活、健康増進に関すること。

② 市民のレクリエーション及び健康増進に関すること。

③ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市保健福祉部福祉総務課

(2) 申請期間

平成21年9月30日から平成21年10月28日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市都祁福祉センター指定管理者事業計画書

- イ 奈良市都祁福祉センター指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成20年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市都祁福祉センター指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市保健福祉部福祉総務課
電話0742-34-4756
(平成21年10月 5 日揭示済)

奈良市告示第535号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年10月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年10月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成21年10月 6 日揭示済)

奈良市告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年10月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年 6 月11日 奈良市指令都整開 第09A-11号
平成21年 9 月17日 奈良市指令都整開 第09A-11-

- 1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年10月 6 日 第1187号
(2) 公共施設 平成21年10月 6 日 第530号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南肘塚町208番 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町 1 - 4
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市南肘塚町208番 3 の一部
(2) 下水道
奈良市南肘塚町208番 3 の一部
(平成21年10月 6 日揭示済)

奈良市告示第537号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年10月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市八条一丁目814番地の 5
申請者氏名	株式会社フォレストホーム 代表取締役 森本 勝博
道路の位置	奈良市西大寺新田町535番 1
道路の幅員	最大6.0m 最小4.1m
道路の延長	58.8m
指定年月日	平成21年10月 9 日
指 定 番 号	第21010号

(平成21年10月 9 日揭示済)

奈良市告示第538号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年10月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年10月 9 日
- 3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺、近鉄学園前駅周
辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年10月9日揭示済)

奈良市告示第539号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規
定に基づく交付要求通知書については、その送達を受ける
べき者の住所等が不明のため送達することができないので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規
定により、次のとおり公示送達します。
なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞
納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が
あればいつでも交付します。

平成21年10月9日
奈良市長 仲川元庸
1 送達をすべき文書
交付要求通知書
2 送達を受けるべき者
省略
(平成21年10月9日揭示済)

奈良市告示第540号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項
の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出
がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告
示します。
平成21年10月13日
奈良市長 仲川元庸

1 規約の変更

変更事項	変更前	変更後
区域	奈良市秋篠町1170番地、同1180番地、同中山町45番地、同49番地、同51番地、同51番地の2、同78番地、同98番地の2及び99番地とする。	奈良市秋篠町1170番地、同1177番地、同1180番地、同中山町45番地、同49番地、同51番地、同51番地の2、同78番地、同98番地の2及び99番地とする。

変更の年月日 平成21年10月13日
(平成21年10月13日揭示済)

奈良市告示第541号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成21年10月14日
奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成21年10月13日
3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年10月14日揭示済)

奈良市告示第542号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定
によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施
行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の
規定により、次のとおり公告します。
平成21年10月15日
奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防
接種を行う期間及び場所

予防接種 の種類	予防接種の対象者 の範囲	予防接種を 行う期間	予防接種を 行う場所
インフル エンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳 未満であって、 心臓、じん臓又 は呼吸器の機能 に自己の身の 日常生活が極度 に制限される程 度の障害を有す る者及びヒト免 疫不全ウイルス により免疫の機 能に日常生活が ほとんど不可能 な程度の障害を 有する者で接種 を希望する者	平成21年10 月15日から 平成21年12 月28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者
(1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、
アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
(4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹
等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当
な状態にある者
3 接種要注意者
(1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が
極度に制限される程度の障害を有する者

- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 料金

1,500円実費徴収。ただし、予防接種法第24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。

5 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成21年10月15日揭示済)

奈良市告示第543号

平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成21年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成21年10月15日揭示済)

奈良市告示第544号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

浸水対策工事（西大寺国見町一丁目～二丁目地内・外大門川）ほか14件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負

契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成21年10月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年10月20日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、

- 入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成21年10月21日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
- 平成21年10月15日から10月20日までの午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
- 平成21年10月21日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間
- 平成21年10月22日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のＩＣカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 11 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 奈良市総務部監理課
- 電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年10月15日揭示済)

奈良市告示第545号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
- 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
- 平成21年10月15日
- 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年10月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年10月1日

奈良市監査委員 吉田肇

同 中和田守

同 北良晃

同 山中益敏

監査対象 株式会社都祁総合開発

監査結果公表日 平成21年1月5日（奈良市監査委員告示第1号）

措置結果通知日 平成21年8月31日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) ㈱都祁総合開発の資本金の額は、1億2,000万円である。 法人事業税については資本金の額が1億円を超えると「所得割、付加価値割、資本割」の区分で課税される。一方、資本金の額が1億円以下であると、「所得割」でのみ課税される。 次に、法人市県民税の均等割（従業員数50人以下の場合）についても同様に、資本金の額が1億円を超える場合と1億円以下である場合とでは納税額が異なる。 また、役員変更登記を申請するに際しても、登録免許税法別表一・二十四（一）カにより資本金の額が1億円を超えると申請件数1件につき3万円納付しなければならないが、資本金の額が1億円以下であれば申請件数1件につき1万円です。 このような状況を鑑みると、会社設立の経緯も考慮した上で、資本金を1億円以下にするという経営判断も前向きに検討されたい。	(1) 株式会社都祁総合開発は、資本金の額を3,600万円減少し、8,400万円とする措置を講じた。
(2) ㈱都祁総合開発は、株主総会の承認を得た計算書類（貸借対照表またはその要旨）の公告義務が会	(2) 平成21年8月3日付の官報にて第16期株式会

社法上あるにもかかわらず公告を怠っている。

会社法第440条第1項では、原則として株式会社は定時株主総会終結後、遅滞なく貸借対照表又はその要旨を定款に定めた公告方法により公告しなければならないと規定されており、(株)都祁総合開発が定款で定めた公告方法は、官報に掲載する方法であるため少なくとも貸借対照表の要旨は公告する義務がある。

法の規定に則った適正な処理をされたい。

なお、経費面を考慮すると安価にホームページ上で公告することができる電子公告による方法に変更することも今後の課題ではないかと思われる。

(4) 都祁温泉フィットネスバードでは、利用客の増加を図るため、都祁高原マラソン参加者割引券及び農業交流体験事業参加者割引券を発行している。この割引券を利用して入浴された場合、業務報告書には通常の利用区分枠とは別に割引券利用枠を設けて集計すべきところ、そのように集計されていなかった。

今後は、利用実態に沿った業務報告書を作成されたい。

(5) 旧都祁村当時に作成された販売用入浴券と無料入浴券が事務所で保管されているが、保管が適切ではなかった。

以前に作成された入浴券は一旦すべて廃止し、必要な時に再度作成されたい。

(6) 有形固定資産の継続的な減価償却が行われていなかった。

法人税法上は任意償却となっているものの、国が定める会社計算規則及び企業会計原則などの会計上の基準から見ても不適切な会計処理と言えるため、償却可能な固定資産の減価償却は、每期継続して規則的な償却を行われたい。

社都祁総合開発決算（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の公告を行った。

(4) 平成21年度から利用実態に沿った業務報告に改善した。

(5) 平成20年度末において従前の入浴券は全て廃止した。

(6) 第16期決算より固定資産の減価償却を行った。

公 営 企 業

奈良市水道局告示第34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年10月 1 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

舗装、市内五条畑一丁目地内他ほか1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(平成21年10月 1 日揭示済)

- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年10月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年10月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成21年10月1日揭示済)

奈良市水道局告示第35号

一般競争入札により次のとおり局有財産を公売するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年10月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 公売物件

所在	地番	地目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
京都府木津川市市坂高座	12番10	宅地	1,447.18㎡	1,447.18㎡	20,697,000円

【注意】この物件には、旧ポンプ所施設及び竹林等が存在しています。その処理は、落札者の方の負担となります。

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 次のいずれかに該当する者
- ア 成年被後見人
 - イ この入札による不動産の取得に関し親権者又は後見人の同意を得ない未成年者
 - ウ この入札による不動産の取得に関し保佐人の同意を得ない被保佐人
 - エ 不動産の取得に関し補助人の同意権付与の審判がなされた被補助人で、この入札による不動産の取得に関し補助人の同意を得ないもの
 - オ 破産者で復権を得ないもの
- (2) 市町村税を完納していない者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 競争入札において、落札し、契約の締結をしない者
 - キ 上記ア～カのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更正手続開

始の決定を受けた者であっても更正計画が認可されたものについては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可されたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月1日（木）から同月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 場所 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局 業務部経理課入札係

4 入札申込受付の日時及び申込方法

- (1) 日時 平成21年10月1日（木）から同月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送により申込みを行う場合は、平成21年10月20日（火）必着

- (2) 申込方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）

持参の場合

奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局 業務部経理課入札係

郵送の場合

【送り先】〒630-8012 奈良市役所内郵便局留
奈良市水道局 業務部経理課

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成21年10月29日（木）
（入札時間）午前10時00分から

- (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

- (3) 入札及び開札の場所 奈良市水道局庁舎4階 大会議室（北側）

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、入札当日の受付時に銀行振出小切手（奈良手形交換所に加盟する金融機関が振り出す保証小切手で、発行日から10日以内のものに限る。）で納付してください。この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は水道局に帰属します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 郵便、電報、ファクシミリ等による入札
(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
(4) 入札保証金を当日持参しない者による入札

- (5) 入札保証金が不足する入札

- (6) 入札書に入札金額、入札物件又は記名押印を欠く入札

- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

- (8) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札

- (9) 入札に関し、連合等の不正行為をした者の入札

- (10) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

- (11) 入札金額を訂正した入札

- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、局有財産公売公告及び入札案内書を熟読のうえ入札してください。

- (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。

- (3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。

- (4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出してください。

- (5) 入札書は、所定の入札書により入札者又はその代理人自ら入札箱に投函してください。

- (6) 入札締切り後は、入札することができません。

- (7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

9 条件

- (1) 公売物件は、現状のままとします。

- (2) 公売物件の利用に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）第3条、第8条及び第9条を遵守してください。

- (3) 公売物件を次の用途に供さないでください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所

- (4) 土地利用等については、関係機関、周辺自治会等と十分協議を行い、建築物を建築するときは、自然景観及び地域内景観の保持に配慮してください。

10 契約の締結

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約保証金（落札金額の100分の10以上）を納入し、契約書その他必要な書類を提出してください。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札案内書によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方公営企業法、地方自治法施行令及び奈良市水道事業契約に関する規程によります。

(連絡先及び問い合わせ先)
奈良市法華寺町264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-9233
(平成21年10月1日揭示済)

奈良市水道局告示第36号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年10月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 石田電機 工業所	代表取締役 石田進	京都府木津川市加茂 町大野大野37番地	平成21年 10月6日

(平成21年10月15日揭示済)

奈良市水道局告示第37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年10月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内朱雀一丁目地内ほか4件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年10月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年10月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年10月15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

平成21年10月定例教育委員会を次のとおり開催します。
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成21年10月 7 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成21年10月13日（火）

午前10時

2 場 所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 人事異動について
- (2) 委員の委嘱または任命をしている委員会について
- (3) 第8回奈良市教育改革推進フォーラム概要報告について
- (4) 平成22年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験の結果について
- (5) 平成21年度「子ども安全の日の集い」について
- (6) 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準について

議 事

議案第41号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱について

議案第42号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱について

議案第43号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第44号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第45号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
9 月～10月

- (2) 新型インフルエンザの対応について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成21年10月 7 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成21年10月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成21年10月 7 日

奈良市農業委員会

農地部長 右 原 正 卓

1 日 時

平成21年10月14日（水） 午後 1 時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法第20条第 6 項の規定による通知の受理について
- (5) 知事許可について（9 月許可分）

(平成21年10月 7 日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。